

日本の絹マーク商標使用基準

平成14年 9月18日

改正 平成16年 4月12日

改正 平成24年12月 1日

改正 平成26年 2月28日

改正 平成26年 4月 1日

改正 平成30年 4月 1日

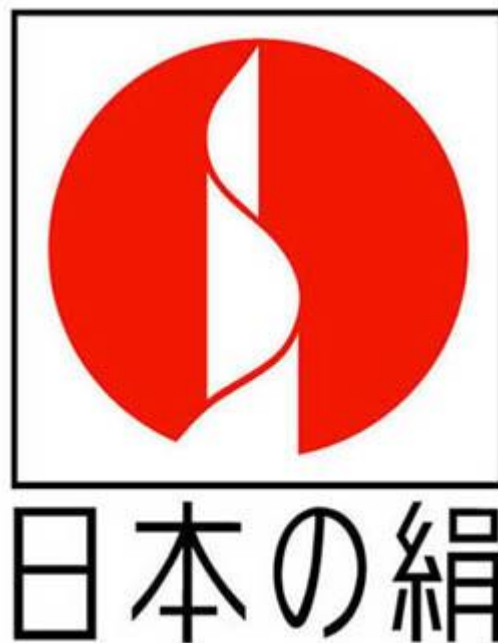
一般財団法人大日本蚕糸会

（目的）

第1条 一般財団法人大日本蚕糸会（以下「蚕糸会」という。）は、日本で製織された白生地及び日本で染織された国産絹製品を消費者にアピールするとともに、その選択に必要な情報を提供することを目的として定めた「日本の絹」マークを適正に使用するために、この基準を定める。

（マークの図柄）

第2条 日本の絹マーク（以下「マーク」という。）のデザインは次のとおりとする。



2 マークの色は、地色が白で、プロセスカラーの赤（M90%+Y100%+BK5%）及び黒（墨 100%）とする。

3 使用者がみだりにマークのデザインや縦横の比率を変えることはできない。

(商標権)

第3条 マークに関する商標権は蚕糸会が所有する。

(マークの表示の対象)

第4条 マークの表示の対象は、次の絹製品とする。

- ① 日本で製織された白生地及び日本で染織された和装品(きもの(反物、仮絵羽)及び帯のほか、蚕糸会が認めた裏地及び和装小物)とする。
- ② 日本で製織(製編)、染色、加工及び縫製された洋装品(スーツ、ブラウス及びセーターのほか蚕糸会が認めた種類)とする。
- ③ 日本で製織、染色・加工及び縫製された寝具寝装品(ふとん、敷布、寝衣のほか蚕糸会が認めた種類)とする。

(マークの使用形態)

第5条 マークは、第6条の様式によるシール若しくはタッグ(以下「シール等」という。)又はスタンプに表示して使用するものとする。

(シール等の様式)

第6条 マークを表示したシール等及びスタンプの様式は、次のとおりとする。

和装用シール及びタッグの
様式



洋装又は寝具寝装品用シ
ール及びタッグの様式



スタンプの様式



2 シール等には、「日本で、織りかつ染めたものです。」の文言及び表示者登録番号を表示しなければならない。

- 3 白生地に押印するスタンプには、白生地に織物産地組合の産地名が別途付されている場合を除き、織物産地組合の名称を下部に刻印しなければならない。スタンプの色については、赤色系、黄色系又は黒色系とする。

(付加表示)

第7条 前条の様式によるマークの表示とは別に織物素材や織物の特性、染色等の加工の種別、デザイン等の特性、加工業者名等の情報を表示することを妨げない。

(マークのポスター等への使用)

第8条 マークは、国産絹製品のPRのために作られるポスター、チラシ、パンフレット等の資材等に使用することができる。

(使用許諾契約書の締結)

第9条 マークの使用の許諾を受けようとする者は、蚕糸会に商標使用許諾申請書を提出しなければならない。

2 蚕糸会は、申請書を審査し、使用の許諾を許可する場合は契約を締結するものとする。

3 蚕糸会は、前項の許諾者に対し、表示者登録番号及びマークの清刷を交付する。

4 マークの許諾期間は、使用許諾契約日から1年間とする。

(マークの使用料)

第10条 マークの使用料は、当分の間、無料とする。

(シール等及びスタンプの交付)

第11条 蚕糸会は、シール等及びスタンプを実費で申請者に交付することができる。ただし、当分の間、無償で交付するものとする。

(マークの適正使用)

第12条 蚕糸会は、マークの使用がこの基準に反していると認められる場合は、許諾の取消しを行う。

- 2 蚕糸会は、この基準に定めるもののほか、マークの適正な使用に関し、別途定めることができる。

附則

この使用基準は平成14年9月18日から施行する。

この使用基準は平成16年4月12日から適用する。

この使用基準は平成24年12月1日から適用する。

この使用基準は平成26年2月28日から適用する。

この使用基準は平成26年4月1日から適用する。

この使用基準は平成30年4月1日から適用する。